

BB.excite 光 10G 専用ルータレンタルサービス利用約款

目次

第 1 条	(本約款の適用)	2
第 2 条	(本約款の変更)	2
第 3 条	(用語の定義)	2
第 4 条	(レンタル契約の単位)	3
第 5 条	(本サービスに係る利用契約)	3
第 6 条	(BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの開封時期等)	4
第 7 条	(譲渡)	4
第 8 条	(所有権の移転等)	5
第 9 条	(本サービス契約者による本サービスに係る利用契約の解約)	5
第 10 条	(当社が行う本サービスに係る利用契約の解約等)	6
第 11 条	(料金の支払義務)	6
第 12 条	(eero Secure の提供)	6
第 13 条	(切分責任)	7
第 14 条	(利用に係る義務)	9
第 15 条	(個人情報の取扱い)	9
第 16 条	(BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等)	10
第 17 条	(本サービスの変更、追加又は廃止)	11
第 18 条	(その他)	12
別紙 (料金等及び対象機種)		13

第1条 （本約款の適用）

1. 当社は、当社が別に定める BB.excite 光 10G 契約約款 (<https://image.excite.co.jp/ip/bbe/collabo/guidance/hikari10g.pdf>)（以下「BB.excite 光 10G 契約約款」といいます。）で定義する契約者に対してのみ、BB.excite 光 10G に関する付随サービスとして BB.excite 光 10G 専用ルータレンタルサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。当社は、本サービスの提供条件を定めるものとして、この「BB.excite 光 10G 専用ルータレンタルサービス利用約款」（以下「本約款」といいます。）を定めます。
2. 本約款は、本サービスを利用する本サービス契約者（第 3 条（用語の定義）に定義します。以下同様とします。）全てに適用されます。
3. 本サービスの利用を希望する契約者は、本約款の内容を承諾のうえ、本サービスの利用に関する申込を行うものとします。
4. 本サービス契約者は、本サービスを利用するにあたり、本約款を十分に理解したうえで誠実に遵守するものとします。
5. 本約款の規定が、BB.excite 光 10G 契約約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、BB.excite 光 10G 契約約款の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。

第2条 （本約款の変更）

当社は、法令等の変更、社会経済情勢の変動、その他当社が必要と認める場合には、本約款を変更できるものとします。本約款を変更する場合、変更後の本約款の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は本サービス契約者に通知します。ただし、法令上本サービス契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で本サービス契約者の同意を得るものとします。

第3条 （用語の定義）

1. 本約款で使用する用語の意味は、本約款で別段の定めがない限り、BB.excite 光 10G 契約約款で使用する用語の意味に従います。
2. 以下の用語はそれぞれ以下の意味で使います。
 - (1) 「BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ」とは、当社が本約款に基づきレンタルする機器を意味し、その具体的な機種は別紙に定めるとおりとします。
 - (2) 「提供元」とは、当社が本サービスを提供するにあたり BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの製造、販売又は保守等を行う事業者（eero LLC 及び当社が BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを購入する認定代理店（アマゾンジャパン合同会社を含みます。）を含みます。）を意味します。
 - (3) 「eero Secure」とは、eero LLC が提供する、通信内容のフィルタリング、広告ブロック、脅威検知等のセキュリティ機能を有するサブスクリプションサービスを意味し

ます。

- (4) 「本サービス契約者」とは、当社と本サービスに係る利用契約を締結している契約者を意味します。

第4条 (レンタル契約の単位)

1. 当社は、契約者からの申し出により、BB.excite 光 10G 契約ごとに 1 つの本サービスに係る利用契約を締結します。
2. 本サービス契約者は、BB.excite 光 10G の契約者と同一の者に限ります。

第5条 (本サービスに係る利用契約)

1. 契約者は、BB.excite 光 10G 契約約款及び本約款を承諾のうえ、以下各号に定める方法にて本サービスの利用申込を行うものとします。
 - (1) 当社が指定する方法によるオンラインサインアップを利用した申込。
 - (2) 当社が指定する方法による BB.excite 光 10G 取扱所の電話窓口を利用した電話申込。
2. 当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、以下各号の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 当社が、BB.excite 光 10G 契約約款第 12 条（申込の承諾等）に定める事由により BB.excite 光 10G 申込を承諾しなかったとき。
 - (2) BB.excite 光 10G の新規契約、転用、事業者変更（転入）又は移行の申込と同時に行うものでない本サービスの利用申込（既に BB.excite 光 10G の利用契約を締結している契約者からの申込を含みます。）であるとき。
 - (3) 当該申込を行う契約者が、過去に本サービスに係る利用契約を締結し、これを解約したことがあるとき。
 - (4) 当該申込を行う契約者又は実質的にこれと同一と認められる者が、同一の設置場所（同一住所又は同一住戸を含み、実質的に同一と認められる場合を含みます。）において、名義の如何を問わず、NTT 東西から貸与を受ける BB.excite 光 10G 対応ルータ等（BB.excite 光電話の提供を受けるため当該機器の貸与を必要とする場合を含みます。）の貸与を受けている場合又は受ける予定があるときであって、当該機器と BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを重複して利用しようとするとき。
 - (5) その他、当社が合理的な理由に基づき不適当と判断した場合。
4. 本サービスの利用開始日及び課金開始日（以下「本サービス開始日」といいます。）は、以下各号のとおりとし、当社は本サービス開始日を当社が適当と認める方法で本サービス契約者に通知するものとします。
 - (1) BB.excite 光 10G 契約の新規締結に伴い、本サービスを契約する場合、BB.excite 光

10G の工事完了後、当社が別途定める日。

- (2) BB.excite 光 10G 契約約款に定める転用に伴い、本サービスを契約する場合、転用手続後、当社が別途定める日。
- (3) BB.excite 光 10G 契約約款に定める事業者変更（転入）に伴い、本サービスを契約する場合、事業者変更（転入）後、当社が別途定める日。
- (4) BB.excite 光 10G 契約約款に定める移行に伴い、本サービスを契約する場合、移行手続後、当社が別途定める日。
- 5. BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの貸与は、以下各号に定める方法にて行います。
 - (1) BB.excite 光 10G の設置場所へ BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを提供元の定める方法にて配送する方法。
 - (2) その他、当社が別途事前に本サービス契約者に告知する方法。

第6条 （BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの開封時期等）

- 1. 本サービス契約者は、第 5 条（本サービスに係る利用契約）第 4 項各号に定める本サービス開始日より前に BB.excite 光 10G 専用レンタルルータが到着した場合であっても、当該本サービス開始日が到来するまでの間、これを開封せず未使用の状態で保管するものとし、当該本サービス開始日以降にこれを開封し、利用を開始するものとします。
- 2. BB.excite 光 10G の工事日が変更（延期を含みます。以下同じ。）となった場合、本サービス開始日は、変更後の工事完了その他第 5 条（本サービスに係る利用契約）第 4 項各号に定める事由が生じた日を基準とするものとし、本サービス契約者は、変更後の本サービス開始日以降に BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを開封し、利用を開始するものとします。
- 3. BB.excite 光 10G の工事日の変更に伴い、本サービス契約者が BB.excite 光 10G 契約約款第 15 条（契約取消等）その他の規定に基づき BB.excite 光 10G 契約若しくはその申込を取消し、又は本サービスに係る利用契約を解約する場合、本サービス契約者は、第 16 条（BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等）の定めに従い、当社が指定する方法及び期限までに BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを返却するものとします。この場合において、当該期限までに返却が確認できないときは、第 16 条（BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等）第 3 項及び第 4 項の定めに従い、本サービス契約者は当社に対し、別紙に規定する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ損害金を支払うものとします。

第7条 （譲渡）

BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを提供している BB.excite 光 10G 契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡

されることとします。この場合において、譲受人は、本サービス契約者が本約款に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

第8条 （所有権の移転等）

1. 本サービス契約者が、第 5 条（本サービスに係る利用契約）第 4 項に定める本サービス開始日の属する月を 1 ヶ月目として 72 ヶ月目の末日まで継続して本サービスを利用した場合、当該 72 ヶ月目の末日の翌日をもって、その時点で貸与されている BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの所有権は本サービス契約者に無償で移転するものとします。
2. 前項に基づき所有権が移転した場合、73 ヶ月目以降、当該 BB.excite 光 10G 専用レンタルルータに係る月額利用料金は発生しません。
3. 当社が本サービスの提供期間中に機器の交換を行った場合であっても、第 1 項の起算及び期間の計算は中断せず、本サービス開始日の属する月を 1 ヶ月目として通算するものとします。
4. 第 1 項に基づき所有権が本サービス契約者に移転した BB.excite 光 10G 専用レンタルルータについては、第 16 条（BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等）に定める返却義務は適用されません。
5. 所有権が本サービス契約者に移転した BB.excite 光 10G 専用レンタルルータは本サービスの対象外となり、当社は当該機器について、修理、交換その他の保守を行う義務を負いません。
6. 第 1 項に基づき所有権が移転した場合、第 12 条（eero Secure の提供）に定める eero Secure の提供は、当該所有権移転をもって終了します。
7. 第 1 項に基づき所有権が移転した場合、本サービスに係る利用契約は、当該所有権移転をもって終了するものとします。

第9条 （本サービス契約者による本サービスに係る利用契約の解約）

本サービス契約者は、当社指定の方法により本サービスに係る利用契約を単独で解約することができます。ただし、本サービス開始日前に、BB.excite 光 10G 契約又はその申込を維持したまま本サービスに係る利用契約のみを解約（本サービスの利用申込のキャンセルを含みます。以下本条において「キャンセル」といいます。）する場合は、BB.excite 光 10G 契約約款第 15 条（契約取消等）に定める契約取消期限、同約款第 25 条（転用取消等）に定める転用取消期限、同約款第 27 条（事業者変更（転入）の取消）に定める事業者変更取消期限又は同約款第 27 条の 2（移行の取消）に定める移行取消期限のうち、当該本サービスの利用申込と同時に行われた BB.excite 光 10G 申込に対応する期限（本サービスの利用申込が行われている場合、いずれも 7 日前となります。）までに、当社指定の方法により申し出るものとします。当該期限を経過した後にキャンセルの申出があった場合、当社は、

これを本サービス開始日以降における解約の申出として取り扱うものとします。

第10条 （当社が行う本サービスに係る利用契約の解約等）

1. BB.excite 光 10G 契約が、初期契約解除、契約者の解約、当社による解約その他いかなる事由によるかを問わず終了したときは、本サービスに係る利用契約は、当該終了と同時に終了するものとします。
2. 当社は、前項の規定により本サービスに係る利用契約が終了したときは、遅滞なく本サービス契約者にそのことを通知します。
3. 当社は、本サービス契約者が本約款又は BB.excite 光 10G 契約約款に違反した場合、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本サービス契約者に対し何ら債務不履行責任を負うことなく本サービスに係る利用契約を解除することができます。ただし、本サービスに係る利用契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は BB.excite 光 10G 契約約款第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその責任を負うものとします。

第11条 （料金の支払義務）

1. 本サービス契約者は、本サービスに係る利用契約に基づいて当社から BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの貸与を受けたときは、別紙に規定する料金を支払うものとします。
2. 料金の計算方法、料金の支払方法、延滞利息及びその他料金の取扱いについては BB.excite 光 10G 契約約款の規定を準用します。ただし、本サービスの月額利用料金は日割り計算を行わないものとし、同約款の規定（解約日が属する月の月額料金を請求しない旨の規定及び同約款別紙 2（月額料金の返金又は請求免除制度）の規定を含みます。）にかかわらず、本サービスに係る利用契約の終了日が属する月についても、1 ヶ月分の月額利用料金の全額が発生するものとします。なお、本サービス開始日前に本サービスに係る利用契約が終了した場合の月額利用料金は発生せず、第 8 条（所有権の移転等）第 1 項に基づき所有権が移転した場合は同条第 2 項の定めによるものとします。

第12条 （eero Secure の提供）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、本サービス契約者に対し、eero Secure を本サービスに付随するものとして提供します。
2. eero Secure は、本サービスとは別に契約又は解約をすることはできず、その利用料は別紙に定める本サービスの月額利用料金に含まれるものとします。
3. 本サービスに係る利用契約が終了した場合（第 8 条（所有権の移転等）第 1 項に基づ

き所有権が本サービス契約者に移転した場合を含みます。)、eero Secure の提供は同時に終了するものとします。当社は、第 8 条（所有権の移転等）第 1 項に基づく所有権移転により本サービス契約者への eero Secure の提供が終了する場合には、当該所有権移転日の 1 ヶ月前までに、その旨を本サービス契約者に通知するものとします。

4. eero Secure の内容、品質及び提供の継続については、提供元の定めるところによるものとし、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。ただし、本サービスに係る利用契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は BB.excite 光 10G 契約約款第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその責任を負うものとします。

第13条 （切分責任）

1. 本サービス契約者は、本サービスに係る利用契約の継続中に、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社により貸与される BB.excite 光 10G 専用レンタルルータに接続されている場合であって、当該 BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社が指定するリモート診断その他当社所定の事前動作確認に協力し、当社に BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの修理又は交換の請求を行うものとします。
2. 当社は、前項の請求を受けた場合、当該機器の貸与期間、保証内容その他の事情を確認のうえ、BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの修理又は交換を提供元に依頼します。修理又は交換のいずれとするかは、当該機器の状態、使用期間、部品の調達の可否その他の事情を総合的に勘案し、当社が合理的に判断するものとします。
3. 当社は、前項に基づき機器を交換する場合には、新品又は当社若しくは提供元が整備した同等の機能を有する機器（以下「交換品」といいます。）を本サービス契約者に送付するものとします。本サービス契約者は、交換品の到着日を含む 14 日以内に、交換前の機器（以下「旧機器」といいます。）を当社が指定する方法及び場所に返却するものとします。
4. 前項の期限までに旧機器の返却が確認できない場合の取扱いについては、第 16 条（BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等）第 3 項から第 7 項までの規定を準用します。この場合において、同条第 3 項及び第 5 項中「第 1 項に定める期限」とあるのは「前項に定める期限」と、同条第 6 項中「本サービスに係る利用契約の終了日」とあるのは「前項に定める期限の翌日」と、同条第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項中「BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ」とあるのは「旧機器」と読み替えるものとします。この場合、当社は、本条第 6 項に定める BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ有償交換料を重ねて請求しません。

5. 当社は、返却された旧機器について提供元による確認結果等を踏まえて状況を確認し、その結果を本サービス契約者に通知します。
6. 前項の確認の結果、当該旧機器の故障が本サービス契約者の責めに帰すべき事由による毀損又は損傷であると判定され、当社が本条に基づき当該機器の修理又は交換を行う場合には、当社は、本サービス契約者に対し、別紙に規定する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ有償交換料を請求します。ただし、本サービスに係る利用契約の終了に伴い第 16 条（BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等）に基づき返却された機器については、本項を適用しません。
7. 前項にかかわらず、当該旧機器の故障が本サービス契約者の責めに帰すべき事由によらないと判定された場合は、当社は無償で交換、修理その他必要な対応を行います。
8. 第 5 項の確認の結果、当該旧機器に故障その他の異常が確認できなかった場合、当該機器の交換は確定しないものとします。当社は、旧機器を本サービス契約者に返送し、本サービス契約者は、旧機器の到着日を含む 14 日以内に、交換品を当社が指定する方法及び場所に返却するものとします。本サービス契約者が当該期限までに交換品を返却したときは、当社は、本サービス契約者に対し、別紙に規定する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ検査手数料を請求します。ただし、当社が別途認める場合は、この限りではありません。
9. 前項の期限までに交換品の返却が確認できない場合の取扱いについては、第 16 条（BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等）第 3 項から第 7 項までの規定を準用します。この場合において、同条第 3 項及び第 5 項中「第 1 項に定める期限」とあるのは「前項に定める期限」と、同条第 6 項中「本サービスに係る利用契約の終了日」とあるのは「前項に定める期限の翌日」と、同条第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項中「BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ」とあるのは「交換品」と読み替えるものとします。この場合、当社は、本条第 6 項に定める BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ有償交換料を重ねて請求しません。
10. BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの修理又は交換のために当該機器を当社に送付する場合の費用は、当社が指定する方法により送付される場合に限り、当社の負担とします。
11. 貸与された機器の製造終了、部品供給終了、提供元との契約終了その他の理由により同一機種による修理又は交換が困難な場合には、当社は、合理的な範囲で、後継機種又は同等性能を有する機種を提供することができるものとします。
12. 本サービス契約者は、本サービスに基づく保証、修理又は交換の申出については、提供元に対して直接請求する権利を有せず、本条に定めるとおり当社を通じて対応するものとします。ただし、本項は、法令に基づき本サービス契約者が有する権利の行使を妨げるものではありません。
13. 第 8 条（所有権の移転等）第 1 項に基づき所有権が本サービス契約者に移転した機器

については、本条の規定は適用されません。

第14条 （利用に係る義務）

1. 本サービス契約者は、以下各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 第6条（BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの開封時期等）の規定により開封した日を含む7日以内に、当社が貸与する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータが正常に動作することを確認し、初期不良、配送中の破損、損壊がないことを確認すること。
 - (2) 当社が貸与する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを持ち出し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (3) 当社が貸与する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを改造又は改変等し、通信の伝送交換又は BB.excite 光 10G の品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (4) 当社及び提供元が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が貸与する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータに他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - (6) 当社が貸与する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - (7) BB.excite 光 10G 専用レンタルルータに故障、滅失又は毀損などが生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
 - (8) BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの利用にあたり必要となる eero LLC が提供するアプリケーション及び関連サービスの利用規約並びにプライバシーポリシーを遵守すること。
2. 本サービス契約者は、本サービスに係る利用契約の継続中に、自己の責めに帰すべき事由による毀損等に起因して当社が貸与する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを亡失し、又は修理若しくは交換を要する状態にしたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。この場合において、第13条（切分責任）に基づき当社が当該機器の修理又は交換を行うときは、本サービス契約者は、同条の定めに従い、当該修理又は交換に要する費用を負担するものとします。ただし、本サービスに係る利用契約の終了に伴い第16条（BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等）に基づき返却された機器については、本項を適用しません。

第15条 （個人情報の取扱い）

1. BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの利用及び eero Secure の提供にあたっては、

本サービス契約者自身が eero LLC 所定の方法によりアカウント登録その他の手続を行うものとします。当該手続に伴い本サービス契約者が提供元に提供する氏名、設置場所住所、連絡先その他の個人情報、本サービス契約者と提供元との間で直接取得及び利用されるものとし、当社は当該個人情報の提供、移転又は仲介を行いません。

2. 提供元における個人情報の取扱いについては、提供元が定めるプライバシーポリシー等によるものとし、本サービス契約者は、アカウント登録その他の手続にあたり、当該プライバシーポリシー等に自ら同意するものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、当社が本サービス契約者に貸与する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの発送のため、当社は、本サービス契約者の氏名、メールアドレス、発送先住所及び注文情報を、本サービス契約者に代わり、提供元（アマゾンジャパン合同会社を含みます。）に提供することがあります。当該機器は、提供元から本サービス契約者に直接発送される場合がありますが、この場合であっても、当該機器の貸与に関する契約は本サービス契約者と当社との間で成立するものであり、提供元との間に何らの契約関係も成立しません。前段により提供元に提供された個人情報は、発送の目的で利用されるほか、Amazon.co.jp の定めるプライバシー規約に従い取り扱われます。

第16条 （BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等）

1. 第 9 条（本サービス契約者による本サービスに係る利用契約の解約）の規定による解約により、又は第 10 条（当社が行う本サービスに係る利用契約の解約等）の規定により、本サービスに係る利用契約が終了したときは、本サービス契約者は、BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを原状に復したうえで、当社が指定する方法及び期限までに当社が指定する場所に送付することにより返却するものとします。
2. 前項の返却に要する費用は、本サービス契約者の負担とします。ただし、当社が返却キットを提供する場合その他当社が負担する旨を明示した場合は、この限りではありません。
3. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービス契約者が第 1 項に定める期限までに BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを返却しなかった場合、本サービス契約者が当社の指定する方法に従わなかったことにより、当該機器の受領若しくは本サービス契約者との照合を合理的に行うことができない場合、又は本サービス契約者が第 1 項に定める期限までに返却した当該機器が修理をすることができない程度に毀損している場合（以下「全損」といいます。）には、当該機器は返却されなかったものとして取り扱います。ただし、当社において当該機器の受領及び本サービス契約者との照合を確認できた場合（全損に該当する場合を除きます。）は、この限りではありません。
4. 前項に該当する場合、本サービス契約者は当社に対し、別紙に規定する BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ損害金を支払うものとします。

5. 本サービス契約者が第1項に定める期限までに BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを返却した場合において、前項までの規定により当該機器が返却されなかったものとして取り扱われないときであっても、当該機器に本サービス契約者の責めに帰すべき事由による毀損、汚損又は付属品の欠品があると当社が判定したときは、本サービス契約者は、当社に対し、その原状回復に要する実費（修理費用及び付属品の再調達費用を含み、社会通念上合理的な範囲に限るものとします。）を負担するものとします。ただし、第13条（切分責任）第6項の規定に基づき有償交換料が請求される場合は、この限りではありません。
6. 第4項に基づき本サービス契約者が損害金の支払義務を負った場合であっても、本サービスに係る利用契約の終了日から6ヶ月以内に当社が BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの受領及び本サービス契約者との照合を確認したとき（全損に該当する場合を除きます。）は、当社は、本サービス契約者に対し第4項の損害金を請求せず、既に支払われた損害金がある場合は、当該確認後、合理的な期間内にこれを返金するものとします。
7. 前項に定める期間の経過後であっても、次項に基づき BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの所有権が本サービス契約者に移転する前に、当社が当該機器の受領及び本サービス契約者との照合を確認した場合（全損に該当する場合を除きます。）には、前項の規定を準用します。
8. 第6項に定める期間内に当社が BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの受領及び本サービス契約者との照合を確認できず、かつ、本サービス契約者が第4項に定める損害金の支払を完了した場合には、第6項に定める期間が経過した日又は当該損害金の支払が完了した日のいずれか遅い日の翌日をもって、当該機器の所有権は本サービス契約者に移転するものとします。
9. 第8項に基づき所有権が本サービス契約者に移転した BB.excite 光 10G 専用レンタルルータを当社が受領した場合、当社は、本サービス契約者にその旨を通知し、当該機器を返送するものとします。この場合の返送に要する合理的な費用は、本サービス契約者の負担とします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により当社が当該機器を受領した場合は、この限りではありません。
10. 第8条（所有権の移転等）第1項に基づき所有権が本サービス契約者に移転した機器については、本条の規定は適用されません。

第17条 （本サービスの変更、追加又は廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を変更、追加又は廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項により BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの貸与を継続することが困難となった場合には、契約者に対しあらかじめ通知のうえ、代替機種への交換その他

合理的な措置を講じるものとします。この場合における所有権の移転については、第 8 条（所有権の移転等）にかかわらず、当社が別途定めるところによります。

3. 当社は、本条に基づく本サービスの変更、追加又は廃止につき、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、何ら責任を負うものではありません。ただし、本サービスに係る利用契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は BB.excite 光 10G 契約約款第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその責任を負うものとします。

第18条 （その他）

本約款に定めのない事項は、BB.excite 光 10G 契約約款の規定を準用します。

以上

2026 年 8 月 27 日制定

別紙（料金等及び対象機種）

1. BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの月額利用料金

区分	単位	料金（税込）
BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ	1 装置ごと	660 円

※第 8 条（所有権の移転等）第 1 項に基づき所有権が移転した場合、当該所有権移転日以降、月額利用料金は発生しません。

2. BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの有償交換料金

区分	単位	料金（税込）
BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ有償交換料	1 装置ごと	89,760 円

※第 13 条（切分責任）第 6 項に基づき、本サービス契約者の責めに帰すべき事由による毀損又は損傷と判定された場合に適用します。

3. BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの検査手数料

区分	単位	料金（税込）
BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ検査手数料	1 回ごと	7,000 円

※第 13 条（切分責任）第 8 項に基づき、交換前の機器に故障その他の異常が確認できなかった場合に適用します。検査手数料には、当該確認に要する費用のほか、第 13 条（切分責任）第 3 項に基づく交換品の送付及び旧機器の返却に要する費用、並びに同条第 8 項に基づき当社が旧機器を返送し交換品の返却を求める場合における当該旧機器の返送及び交換品の返却に要する費用を含みます。

4. BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの未返却時の損害金

区分	単位	金額（不課税）
BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ損害金	1 装置ごと	81,600 円

※本損害金は、BB.excite 光 10G 専用レンタルルータ自体が返却されず、第 13 条（切分責任）第 4 項若しくは第 9 項又は第 16 条（BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等）第 3 項に該当し、第 16 条（BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの返却等）第 4 項に基づき損害金の支払が必要となる場合に限り適用します。返却された機器の毀損、汚損又は付属品の欠品には適用しません。また、第 13 条（切分責任）第 6 項に規定する有償交換料と重ねて請求することはありません。

5. レンタル対象機種

本サービスにおいてレンタルする BB.excite 光 10G 専用レンタルルータの機種は、以下の

とおりとします。なお、当該機種は、第 8 条（所有権の移転等）に定めるところにより、本サービス開始日から 72 ヶ月経過後、本サービス契約者に無償で所有権が移転するものとします。

・機種名：Amazon eero Max 7（型番：V010117）

※レンタル対象機種の追加又は変更は、本約款の改定により行います。